

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（467）」

2. 日時：平成28年10月28日 13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎課長補佐、忠内管理官補佐、小林（貴）安全審査官、櫻井安全審査官、竹田安全審査官、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部長 他4名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置変更許可申請のうち、原子力事業者の技術的能力に関する審査指針への適合性について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 新知見や事実を収集する主体について、漏れなく説明すること。
- 経営層が新知見を取り入れるプロセスが適切に機能していることを、経営層を監視する観点も含めて説明すること。
- 分析の対象となる事象の大きさやタイムスパンの長さを考慮した上で、全体的な視点からの分析が必要と判断した旨を説明すること。

（2）東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 福島第一原子力発電所事故の知見の取り込みの考え方について